

議案第72号

福岡市総合図書館条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和2年2月21日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

理由

この条例案を提出したのは、総合図書館のサービスの充実を図るため、分館を新設する必要があるによる。

福岡市総合図書館条例の一部を改正する条例

福岡市総合図書館条例（平成8年福岡市条例第30号）の一部を次のように改正する。

別表第1 福岡市早良図書館の項の次に次のように加える。

| | |
|-----------|-------------|
| 福岡市早良南図書館 | 福岡市早良区四箇田団地 |
|-----------|-------------|

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

（供用開始日）

- 2 この条例の施行にかかわらず、福岡市早良南図書館の供用は、教育委員会規則で定める日から開始する。